

専決第 号

令和2年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

令和2年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和2年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度門真市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,912千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,742,994千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月27日 専決

門真市長 宮本 一孝